

(別紙)

業 務 改 善 命 令

処分日：令和4年4月25日

業者名（代表者名） ・登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
フューチャー （山崎 明久） 東京都知事（1）第31799号 令和2年6月30日	東京都東久留米市本町2丁目1-2 須田店舗201号室	・誇大広告の禁止（※） ・業務運営に関する措置義務違反

1 業務改善の内容

資金需要者等の利益の保護を図るため、処分理由（違反事項）と同種事案の再発防止に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じ態勢の整備を図ること。

- ・ 貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をしないこと。
- ・ 従業者に対する必要かつ適切な監督等を行なうとともに、業務が運営されるための十分な体制を整備すること。

【参考】

(※) 誇大広告の禁止

貸金業法では、貸金業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示又は説明を禁止しています。

しかし、当該貸金業者は、個人向け貸付けを行う際に必要となる、指定信用情報機関との信用情報提供契約を締結していないにもかかわらず、ホームページにおいて、「事業主、会社員、女性、問わずご融資いたします」の文言や同契約を締結しているかのような説明等を掲載し、個人の資金需要者を勧誘していました。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>